

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	佐與 (東佐与、西佐与)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月29日 (第2回)	

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の代表的な担い手として、集落営農組織が挙げられる。個人については、平均年齢70歳前後の農業者が担い手として地域農業を支えているのが現状であり、数年前より離農を考えている農業者もいる。また、有害鳥獣侵入防止柵設置外の農地に猪被害も増えている。課題としては、後継者の確保、若手農業者の確保が挙げられ、中間管理機構を通しての担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、水田を効率的に活用するため、水稻の裏作として野菜等の作付面積の拡張を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	63.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	9.75 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地を、農業利用が行われる区域とし、住宅地または林地との間にある農地等は保全管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、集落営農組織や法人が中心の担い手となり農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業者の高齢化に伴い、今後は中間管理機構を活用して農地の貸し付けを行い、担い手の集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手が農業を行う上で農地中間管理機構関連の農地整備事業を活用し、農用地の大区画化、用水路、排水路や農道なども整備する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や農業委員会、JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農業用機械のレンタルなどの支援や環境づくりを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ヘリ防除については、各農業者がJAに依頼。その他サービスも検討する必要がある。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域によるイノシシやアライグマ等の被害を防ぐため、侵入防止柵設置とともに、被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を取り、猟友会の人材確保を求める。
- ⑦地域で連携し、隣接する地域の農場法人や担い手を含めたところで適切な農地の維持管理を行う。
- ⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会等とし、早急に変更が必要な際は農事区長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。